

原議保存期間	5年(令和4年2月3日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和4年2月3日まで保存)

県相甲達第21号
会甲達第23号
令和6年4月18日

部課署長 殿

石川県警察本部長

犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担要領の改正について
(通達)

対号 令和5年3月7日付け県相甲達第11号、会甲達第7号「犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担要領の改正について(通達)」

犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担制度については、対号に基づき運用しているところであるが、別添のとおり犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担要領を改正するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。
なお、対号は廃止する。

別添

犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担要領

1 目的

この要領は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）並びにその他関係者のカウンセリング等の費用を公費で負担することについて必要な事項を定め、もって、被害者等又はその他関係者の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 支援対象者

次に定める事由（未遂罪の規定があるものは未遂を含む。）による被害者等又はその他関係者であつて、当該被害に起因する精神的被害の回復のためにカウンセリング等を必要とする者

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条）
- (3) 強盗・不同意性交等罪（刑法第241条）
- (4) 強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条）
- (5) 不同意性交等罪（刑法第177条）
- (6) 不同意わいせつ罪（刑法第176条）
- (7) 監護者わいせつ罪（刑法第179条）
- (8) 監護者性交等罪（刑法第179条）
- (9) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条）
- (10) 傷害致死罪（刑法第205条）
- (11) 交通死亡事故
- (12) その他所属長が警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）と協議の上、公費で負担することが必要と認めたもの

3 対象経費

精神科医等の医師、公認心理師等が、支援対象者の精神的被害の回復に効果があると認めたカウンセリング等に要した以下の費用。保険診療、保険外診療は問わない。ただし、原則として、初診日から3年以内とする。

- (1) 初・再診料
- (2) 精神科専門療法料
- (3) カウンセリング料

- (4) 処方箋料
- (5) 投薬料
- (6) 検査料
- (7) 入院費用（差額ベッド料、寝具料等は除く。）
- (8) 診断書料（警察が支援対象者に診断書の提出を求めた場合）
- (9) その他必要と認められる費用

4 適用除外事由

公費で負担することが社会通念上適切でないと思われるときは、これを行わないものとする。

5 手続

- (1) 所属長は、支援対象者を認知し、支援対象者が医療機関等の受診を希望するなど対象経費を公費負担する必要があると判断した場合は、事前に県民支援相談課長へ連絡するものとする。
- (2) 県民支援相談課長は、必要により警察本部事件主管課長と公費負担の要否について協議の上、結果について所属長に連絡するものとする。
- (3) 所属長は、公費負担制度を適用する場合、支援対象者、医療機関等に対して、この制度の趣旨等を説明し、理解を得るものとする。
- (4) 所属長は、公費負担の都度、別記様式「犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担申請書」により、県民支援相談課長を経由して警察本部長に申請するものとする。

6 運用上の留意事項

- (1) 支援対象者が少年の場合には、特段の事情がある場合を除き、所属長は、保護者等に対しても、この制度の趣旨等を説明し、理解を得るものとする。
- (2) この制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、県民支援相談課長と協議するものとする。

(別記様式省略)